

関係法令一覧

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法関係	
①	空家等対策の推進に関する特別措置法
②	空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則
③	小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則
2. 小牧市空家等対策協議会関係	
④	小牧市空家等対策協議会条例
⑤	小牧市空家等対策協議会運営規程
3. 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例関係	
⑥	小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例
⑦	小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第百二十七号)

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 空家等の調査(第九条—第十二条)
- 第三章 空家等の適切な管理に係る措置(第十二条—第十四条)
- 第四章 空家等の活用に係る措置(第十五条—第二十一条)
- 第五章 特定空家等に対する措置(第二十二条)
- 第六章 空家等管理活用支援法人(第二十三条—第二十八条)
- 第七章 雜則(第二十九条)
- 第八章 罰則(第三十条)

附則

第一章 総則

(令五法五〇・章名追加)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(令五法五〇・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令五法五〇・追加)

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項

四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令五法五〇・旧第五条繰下・一部改正)

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物)建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築

物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号)に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参照して定めるものとする。

7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をることができる。

11 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(令五法五〇・旧第六条繰下・一部改正)

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法五〇・旧第七条繰下)

第二章 空家等の調査

(令五法五〇・章名追加)

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するた

めの調査その他空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関する必要な情報の提供を求めることができる。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・一部改正)

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(令五法五〇・追加)

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(令五法五〇・追加)

第四章 空家等の活用に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・旧第十三条繰下)

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的・社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・追加)

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項)において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項)において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が」と、「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(令五法五〇・追加)

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項)において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画

に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(令五法五〇・追加)

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(令五法五〇・追加)

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一
条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的・社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(令五法五〇・追加)

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第
八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

(令五法五〇・追加)

第五章 特定空家等に対する措置

(令五法五〇・章名追加)

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がそ

の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

1 0 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行なべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(令五法五〇・旧第十四条繰下・一部改正)

第六章 空家等管理活用支援法人

(令五法五〇・追加)

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行なう改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。

- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(令五法五〇・追加)

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(令五法五〇・追加)

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(令五法五〇・追加)

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

(令五法五〇・追加)

第七章 雜則

(令五法五〇・章名追加)

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令五法五〇・旧第十五条繰下・一部改正)

第八章 罰則

(令五法五〇・章名追加)

第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(令五法五〇・旧第十六条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行)

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

(平成二十七年四月二十二日)

(／総務省／国土交通省／令第一号)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第十四条第十一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

(経済的・社会的活動の拠点としての機能を有する区域)

第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第七条第三項第五号の国土交通省令・総務省令で定める区域は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域
- 二 地域再生法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域
- 三 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第二条第二項に規定する滞在促進地区
- 四 前各号に掲げるもののほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であつて、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市町村(特別区を含む。以下同じ。)が認める区域

(令五総省国交令一・追加)

(公示の方法)

第二条 法第二十二条第十三項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(令五総省国交令一・旧本則・全改)

(空家等対策計画の作成等の提案)

第三条 法第二十七条第一項の規定により空家等対策計画の作成又は変更の提案を行おうとする空家等管理活用支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る空家等対策計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(令五総省国交令一・追加)

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年五月二十六日)から施行する。

附 則 (令和五年一二月一二日／総務省／国土交通省／令第一号)

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月十三日)から施行する。

○小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

令和2年11月9日
規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」とい
う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告徴収)

第2条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書(様式第1)によ
り行うものとし、その報告は、空家等に係る事項に関する報告書(様式第2)によるものとする。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書(様式第3)により行うものとする。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4)とする。

(勧告)

第4条 法第13条第2項又は第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第5)により行うものとする。

(命令)

第5条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第6)により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第7)とする。

3 法第22条第4項の意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第8)とする。

4 法第22条第5項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書(様式第9)
により行うものとする。

5 法第22条第7項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書(様式第10)により行うものとする。

(代執行)

第6条 法第22条第9項の規定による代執行をする際の様式は、次の各号に掲げる手続又は書面の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告 戒告書(様式第11)

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書(様式第12)

(3) 行政代執行法第4条の証票 執行責任者証(様式第13)

(4) 行政代執行法第5条の規定による費用の納付の命令 代執行費用納付命令書(様式第14)

2 法第22条第10項の規定により措置を行うために現場に派遣される責任者は、執行責任者証を携帯
し、要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 法第22条第10項の規定による措置に係る費用の納付の通知は、代執行費用納付通知書(様式第15)
により行うものとする。

(緊急代執行)

第7条 法第22条第11項の規定による措置に係る費用の納付の命令は、緊急代執行費用納付命令書(様式
第16)により行うものとする。

(標識)

第8条 法第22条第13項の標識は、様式第17によるものとする。

(雜則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第73号)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市財産管理規則、小牧市市税に関する文書の様式を定める規
則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市災害弔慰金の支
給等に関する条例施行規則、小牧市立保育園管理規則、小牧市中小企業振興融資助成規則、小牧市公
共用物の管理に関する条例施行規則、小牧市遺児手当支給条例施行規則、小牧市クリーンセンターの
設置及び管理に関する条例施行規則、小牧市契約規則、小牧市土地区画整理事業施行規則、小牧市都
市公園条例施行規則、小牧市老人福祉法施行細則、小牧市知的障害者福祉法施行細則、小牧市市営住
宅条例施行規則、小牧市特定公共賃貸住宅条例施行規則、小牧市生活保護法施行細則、小牧市にお
ける愛知県建築基準条例の規定による認定に伴う事務処理に関する規則、小牧市中国残留邦人等に対
する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則、小牧市自転車等の放置の防止等に
関する条例施行規則、小牧市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に
関する

規則、小牧市母子保健法施行細則、小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則及び小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙(小牧市財産管理規則様式第3から様式第6まで、様式第8から様式第10まで、様式第12及び様式第13並びに小牧市契約規則様式第10から様式第12までを除く。)は、改正後の小牧市財産管理規則、小牧市市税に関する文書の様式を定める規則、小牧市国民健康保険税条例施行規則、小牧市国民健康保険条例施行規則、小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、小牧市立保育園管理規則、小牧市中小企業振興融資助成規則、小牧市公用物の管理に関する条例施行規則、小牧市遺児手当支給条例施行規則、小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則、小牧市契約規則、小牧市土地区画整理事業施行規則、小牧市都市公園条例施行規則、小牧市老人福祉法施行細則、小牧市知的障害者福祉法施行細則、小牧市市営住宅条例施行規則、小牧市特定公共賃貸住宅条例施行規則、小牧市生活保護法施行細則、小牧市における愛知県建築基準条例の規定による認定に伴う事務処理に関する規則、小牧市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則、小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例施行規則、小牧市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、小牧市母子保健法施行細則、小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則及び小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和5年規則第39号)

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

様式第1(第2条関係)

様式第1（第2条関係）

様	第 年	月	号
小牧市長	印		
空家等に係る事項に関する報告徴収書			
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、次のとおり法第9条第2項の規定に基づき、当該空家等に関する事項について報告を求めます。</p>			
<p>1 対象となる空家等</p> <p>所在地</p> <p>用途</p> <p>所有者等の住所及び氏名</p> <p>2 報告を求める内容</p> <p>3 報告書の提出先</p> <p>4 報告徴収の責任者</p> <p>5 報告の期限</p>			
<p>（注）1 5に示す期限までに3に示す者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。</p> <p>2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令等を行うことがあります。22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を勧告、命令を行なことがあります。ことがあります。</p> <p>3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第2条関係）

様式第2（第2条関係）

第
年 月 日
号

(宛先) 小牧市長

提出者

住 所

氏 名

(署名 (法人の場合は、記名押印も可))

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名)

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項に基づき、 年 月
日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、次の
のとおり報告します。

1 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2 報告事項

3 添付書類

(注) 2及び3について、虚偽の報告をした者は、空家等対策の推進に関する
特別措置法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処され
ることとなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3(第3条関係)

様式第3（第3条関係）

第 年 月 号
日

様

小牧市長

印

立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

1 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施しようとする事由

3 立入調査の実施予定日

4 立入調査を行う者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第3条関係）

様式第4（第3条関係）

(表)

		第 号
立入調査員証		
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行		
小牧市長		印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）	
(立入調査等)	
第9条 (略)	
<p>2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に關し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	

備考 用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

様式第5その1(第4条関係)

様式第5その1（第4条関係）

様	第 年	月	号 日
小牧市長	印		
勧告書			
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勧告します。</p>			
<p>1 対象となる管理不全空家等</p>			
<p>所在地</p>			
<p>用 途</p>			
<p>所有者等の住所及び氏名</p>			
<p>2 勧告に係る措置の内容</p>			
<p>3 勧告に至った事由</p>			
<p>4 勧告の責任者</p>			
<p>(注) 1 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をすること。</p>			
<p>2 1に示す敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることになります。</p>			
<p>3 3に示す措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。</p>			

備考

- 1 この様式は、管理不全空家等に対する勧告の場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5その2(第4条関係)

様式第5その2（第4条関係）

様	第 年 月 日	号
小牧市長		印
勧告書		
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第2項の規定に基づき、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勧告します。</p> <p>1 対象となる特定空家等 所在地 用途 所有者等の住所及び氏名</p> <p>2 勧告に係る措置の内容</p> <p>3 勧告に至った事由</p> <p>4 勧告の責任者</p> <p>5 措置の期限</p> <p>(注) 1 5に示す期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をすること。 2 5に示す期限までに正当な理由なく2に示す措置をとらなかつた場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。 3 1に示す敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることになります。 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。</p>		

備考

- 1 この様式は、特定空家等に対する勧告の場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6(第5条関係)

様式第6（第5条関係）

様	第 年 月 日	印
小牧市長		
命令書		
空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、次のとおり措置をとることを命令します。		
1 対象となる特定空家等		
所在地		
用途		
所有者等の住所及び氏名		
2 措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 命令の責任者		
5 措置の期限		
（注） 1 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をすること。 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。 3 5に示す期限までに2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することができます。 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないことがあります。 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第5条関係）

様式第7（第5条関係）

	第 年	月	号 日
様			
	小牧市長		印
命令に係る事前の通知書			
年　　月　　日付け　　第　　号による勧告に係る措置がとられないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。			
なお、本件に關し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。また、この通知書の交付を受けた日から5日以内に、小牧市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。			
1 対象となる特定空家等			
所在地			
用　途			
所有者等の住所及び氏名			
2 命じようとする措置の内容			
3 命ずるに至った事由			
4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先			
5 意見書の提出期限			
(注) 1 2に示す措置をとったときは、遅滞なく4に示す者まで報告してください。			
2 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8（第5条関係）

様式第8（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 小牧市長

提出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

命令に係る事前の通知に対する意見書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 提出者と対象となる特定空家等の関係

所有者 ・ 管理者

3 命令の原因となる事実に対する意見

4 自己に有利な証拠の提出

有 ・ 無

(注) 1 特定空家等の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

2 自己に有利な証拠を提出するときは、添付すること。

3 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9(第5条関係)

様式第9（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 小牧市長

提出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

公開による意見聴取請求書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 提出者と対象となる特定空家等の関係

所有者 ・ 管理者

3 命令に係る事前の通知書記載の番号

4 命令に係る事前の通知書の交付を受けた日

(注) 1 特定空家等の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
2 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10(第5条関係)

様式第10（第5条関係）

第
年
月
日
号

様

小牧市長

印

公開による意見聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定に基づき請求のありました意見の聴取について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公開による意見の聴取を行います。

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日

4 意見の聴取の場所

(注) 1 意見の聴取には、この通知書を持参してください。

2 意見の聴取の際には、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

3 意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合は、委任状が必要です。

4 あなた又は代理人は、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、市長に対し、その旨を届け出なければなりません。

5 正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第6条関係）

様式第11（第6条関係）

年　　月　　日	第　　年　　月　　日	号
様		
小牧市長		印
戒告書		
<p>年　　月　　日付け　　第　　号による命令に係る措置を 年　　月　　日までにとらないときは、空家等対策の推進 に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法の定 めによる代執行をするので、同法第3条第1項の規定によりその旨戒告 します。</p> <p>なお、同法第2条及び第5条の規定に基づき代執行に要する全ての費用は、後日徴収します。また、市は、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負いません。</p>		
1 対象となる特定空家等		
(1) 所在地		
(2) 用　途		
(3) 構　造		
(4) 規　模　　建築面積　　m ² 延べ面積　　m ²		
(5) 所有者等の住所及び氏名		
2 実施する措置の内容		
<p>(注) 1 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することができます。</p> <p>2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A-4とする。

様式第12（第6条関係）

様式第12（第6条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

小牧市長

印

代執行令書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、行政代執行法第2条及び第5条の規定に基づき代執行に要する全ての費用は、後日徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負いません。

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 実施する措置の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13(第6条関係)

様式第13（第6条関係）

(表)

執行責任者証	第 号
氏名	
上記の者は、下記の代執行の執行責任者であることを証明する。	
年　　月　　日	小牧市長
印	
記	
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき期間	

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） (特定空家等に対する措置)	
第22条（略）	
2～8（略）	
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。	
11～17（略）	
行政代執行法（抜粋）	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	
小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（抜粋）	
第6条（略）	
2 法第22条第10項の規定により措置を行うために現場に派遣される責任者は、執行責任者証を携帯し、要求があるときは、これを提示しなければならない。	

備考 用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

様式第14(第6条関係)

様式第14（第6条関係）

第
年
月
日

様

小牧市長

印

代執行費用納付命令書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づく代執行を行った年月日に行なったので、行政代執行法第6条の規定により、次のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命じます。

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 代執行の内容

3 代執行を行った経緯及び理由

4 納付金額

金

円

5 納付内訳

6 納付期限

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15(第6条関係)

様式第15（第6条関係）

第
年
月
日
号

様

小牧市長

印

代執行費用納付通知書

○空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定に基づく代執行を 年 月 日に行つたので、次のとおり当該代執行に要した費用を納付してください。

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 代執行の内容

3 代執行を行つた経緯及び理由

4 納付金額

金

円

5 納付内訳

6 納付期限

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16（第7条関係）

様式第16（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

小牧市長

印

緊急代執行費用納付命令書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づく緊急代執行を 年 月 日に行つたので、同条第12項の規定により、次のとおり当該緊急代執行に要した費用を納付するよう命じます。

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 緊急代執行の内容

3 緊急代執行を行つた経緯及び理由

4 納付金額

金 円

5 納付内訳

6 納付期限

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17（第8条関係）

様式第17（第8条関係）

下記の特定空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき下記の措置をとることを、 年
月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

○小牧市空家等対策協議会条例

平成31年3月27日
条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するため、小牧市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織等)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、市長並びに地域住民及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する者とする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 特別の事項について協議するため必要があるときは、協議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が特に必要と認める者を任命する。

3 臨時委員は、第1項の特別の事項に関する協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のように改正する]

附 則(令和元年条例第19号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

○小牧市空家等対策協議会運営規程

令和4年9月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、小牧市空家等対策協議会条例（平成31年小牧市条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会長の互選)

第2条 条例第5条に規定する互選は、無記名投票を行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

- 2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、くじで定める。
- 3 協議会は、委員中に異議がないときは、第1項の互選を、指名推選の方法を用いることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の3日前までに、あらかじめ議事、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第4条 会長を除く委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理の者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、協議会が非公開する旨を議決した場合は、この限りでない。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴の受付は、協議会開催場所にて先着順で行うものとする。

- 2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻までに協議会開催場所に入室しなければならない。
- 3 傍聴者の定員は、10人とする。
- 4 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 前条の規定により、会議を非公開としたとき。

(議事の説明者)

第7条 会長は、議事に關係のある市の職員を会議に出席させ、議事について説明させることができる。

(議事録)

第8条 協議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 公開した会議の議事録は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているものを除き、その写しを市民の閲覧に供するものとする。

3 非公開とした会議の議事録に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の議事録の公開について、当該会議で決定した場合に限り、その写しを市民の閲覧に供することができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年9月27日から施行する。

○小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例

令和3年12月23日
条例第28号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 建築物等の管理(第6条—第10条)
- 第3章 空家等及び法定外空家等の管理(第11条—第13条)
- 第4章 空き地の管理(第14条—第17条)
- 第5章 行政代執行等(第18条—第20条)
- 第6章 緊急安全措置等(第21条・第22条)
- 第7章 小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会(第23条—第25条)
- 第8章 雜則(第26条)
- 第9章 罰則(第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物(以下「定着物」という。)を含む。)をいう。
- (2) 居住建築物等 建築物等のうち、現に居住の用に供されているものをいう。
- (3) 空家等 建築物等のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (4) 法定外空家等 建築物等のうち、空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものをいう。
- (5) 空き地 現に建築物又はこれに附属する工作物が存在せず、かつ、使用又は管理の実態のない土地(定着物を含む。)(国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。)をいう。
- (6) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいう。
- (7) 管理不全な状態 建築物等又は空き地が適切に管理されていない状態であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建築物その他の工作物が倒壊等をするおそれのある状態
 - イ 屋根、外壁等が脱落、飛散等をするおそれのある状態
 - ウ 擁壁の劣化等により、周囲に危険を及ぼすおそれのある状態
 - エ 定着物が建築基準法第42条に規定する道路又は一般の用に供している不特定多数の者が通行する道との境界線を越え通行の妨げになっている状態
 - オ 定着物が不特定多数の者に危険を及ぼすおそれのある状態
 - カ 雑草(これに類するかん木を含む。)が繁茂し、又は枯草が密集し、それらがそのまま放置されているために火災、犯罪又は害虫の発生原因となり、生活環境が阻害されるおそれのある状態
 - キ 堆積された状態にある廃棄物その他の物に起因して、害虫等が生息している状態等、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又はそのおそれのある状態(以下「堆積物等による不良な状態」という。)
- ク アからキまでに掲げるもののほか、この条例の目的を達成するためにそのまま放置することが不適切な状態にあると市長が認めたもの

(所有者等の責務)

第3条 建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、管理し、又は占有する建築物等又は空き地を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等又は空き地が管理不全な状態になったときは、遅滞なく自らこれを解消しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、建築物等及び空き地に関する必要な施策を適切に実施するものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、保健、医療、福祉等に係る関係機関(以下「関係機関」という。)、警察その他の関係行政機関、電気、ガス、水道等に係る事業者、地域団体等に対し、連携又は協力を求めるものとする。

3 市は、建築物等及び空き地の適切な管理を促進するため、所有者等に対する情報の提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 建築物等の管理

(立入調査等)

第6条 市長は、市内にある建築物等(空家等及び法定外空家等を除く。以下この章において同じ。)の所在及び当該建築物等を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「建築物等所有者等」という。)を把握するための調査その他建築物等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、建築物等に関し第8条から第10条まで、第18条第1項及び第21条第1項の規定を施行するため必要があると認めるときは、当該建築物等の建築物等所有者等の承諾を得て、職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に当該建築物等に立ち入って調査をさせることができる。

3 前項の規定により建築物等に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(建築物等所有者等に関する情報の利用等)

第7条 市長は、その保有する情報であって氏名その他の建築物等所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、堆積物等による不良な状態にある居住建築物等を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「居住建築物等所有者等」という。)に対し、次条及び第9条の規定を施行するために必要があると認めるときは、その保有する情報であって当該居住建築物等所有者等の親族関係、住居関係、保険及び福祉に関する制度の利用状況、心身の状態その他の当該居住建築物等所有者等に関するものについて、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 市長は、この条例の施行のために必要な限度において、前2項に掲げる情報その他必要な情報を関係機関に対し提供することができる。

4 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体その他の第4条第2項に掲げるもの(以下「関係機関等」という。)に対し、建築物等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

(助言又は指導)

第8条 市長は、管理不全な状態にある建築物等の建築物等所有者等に対し、管理不全な状態を解消するため必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(支援)

第9条 市長は、居住建築物等所有者等に対し前条の規定による助言又は指導をした場合において、当該居住建築物等所有者等から堆積物等による不良な状態を解消するために必要な支援を求める旨の申出があったときは、当該居住建築物等所有者等がやむを得ない事情により堆積物等による不良な状態を自ら解消することが困難であると認めるときに限り、規則で定める支援を行うことができる。ただし、当該居住建築物等所有者等が第18条第1項の規定による命令(次条の規定による勧告に係る措置の命令に限る。)を受けた者であって、正当な理由がなくその命令に従わないときは、この限りでない。

(勧告)

第10条 市長は、居住建築物等所有者等に対し、第8条の規定による助言又は指導をしたにもかかわらず

ず、なお堆積物等による不良な状態が解消されないと認めるときは、当該居住建築物等所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、堆積物等による不良な状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

第3章 空家等及び法定外空家等の管理 (立入調査等)

第11条 市長は、市内にある空家等及び法定外空家等の所在並びに当該空家等又は法定外空家等を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「空家等所有者等」という。)を把握するための調査(法第9条第1項に規定する調査を除く。)その他空家等及び法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、空家等又は法定外空家等に関し第13条、第21条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第22条の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員等を空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等又は法定外空家等の空家等所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該空家等所有者等を確知することができないとき、当該空家等所有者等の所在が判明しないとき、又は第21条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項若しくは第22条に規定する措置のために立入調査を行うときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(空家等所有者等に関する情報の利用等)

第12条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係機関等に対し、空家等所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

(助言又は指導)

第13条 市長は、適切に管理されていない状態にあると認められる空家等(法第2条第2項に規定する特定空家等及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等を除く。)又は法定外空家等の空家等所有者等に対し、修繕、防犯上の措置その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

第4章 空き地の管理

(立入調査等)

第14条 市長は、市内にある空き地の所在及び当該空き地を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「空き地所有者等」という。)を把握するための調査その他空き地に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、空き地に関し第16条、第17条、第18条第1項及び第21条第1項の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空き地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員等を空き地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き地の空き地所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該空き地所有者等を確知することができないとき、当該空き地所有者等の所在が判明しないとき、又は第21条第1項に規定する措置のために立入調査を行うときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空き地と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(空き地所有者等に関する情報の利用等)

第15条 市長は、その保有する情報であって氏名その他の空き地所有者等の把握に関し必要なものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係機関等に対し、空き地所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるものとする。

(助言又は指導)

第16条 市長は、管理不全な状態にある空き地の空き地所有者等に対し、管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第17条 市長は、管理不全な状態にある空き地の空き地所有者等に対し、前条の規定による助言又は指導をしたにもかかわらず、なお第2条第7号力に掲げる状態が解消されないと認めるときは、当該空き地所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、当該状態を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

第5章 行政代執行等

(命令)

第18条 市長は、第10条又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、第23条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の措置を命じようとするときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるなければならない。
- 4 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公示しなければならない。
- 7 第5項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(代執行)

第19条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者(以下「義務者」という。)が同項の猶予期限を経過してもなおその措置を履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第23条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の意見を聴くものとする。

(行政手続条例の適用除外)

第20条 第18条第1項の規定による命令については、小牧市行政手続条例(平成9年小牧市条例第15号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

第6章 緊急安全措置等

(緊急安全措置)

第21条 市長は、建築物等又は空き地が次の各号のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合において、当該建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者(以下この章において「所有者等」という。)がこれを回避するための措置を行う時間的余裕がないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限の措置(以下「緊急安全措置」という。)を職員等に行わせることができる。ただし、法第22条第11項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) そのまま放置すれば建築物その他の工作物の倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- 2 空家等及び法定外空家等について緊急安全措置を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「不特定多数の人の生命又は身体」とあるのは、「人の生命、身体又は財産」とする。
- 3 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置の内容を当該所有者等に通知しなければならない。
- 4 市長は、前項の通知をしようとする場合において、当該所有者等を確知することができないとき、又は当該所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

- 5 緊急安全措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。
(軽微な措置)

第22条 市長は、空家等及び法定外空家等において、地域防犯又は保安上の支障を除去し、又は軽減することができると認めるときは、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他の軽微な措置を職員等に行わせることができる。

- 2 前項の措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第7章 小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会 (設置)

第23条 居住建築物等又は空き地における管理不全な状態を解消するために必要な事項について調査審議するため、小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事項)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 第18条第1項の規定による命令に関すること。
- (2) 第19条第1項の規定による代執行に関すること。
(組織等)

第25条 審議会は、委員5人以内で組織し、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第8章 雜則 (規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則 (過料)

第27条 正当な理由がなく第18条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条、第14条及び第15条の規定は、令和4年2月1日から施行する。
(小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の廃止)
- 2 小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和52年小牧市条例第25号)は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。
〔次のように〕 略

附 則(令和5年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

○小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則

令和4年1月11日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例(令和3年小牧市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法定外空家等)

第2条 条例第2条第4号の空家等に準ずる建築物等として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)(国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。)とする。

(1) 建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(2) 長屋及び共同住宅の住戸及び区画であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、居住その他の使用が相当期間なされていないもの又は居住その他の使用の頻度が年に数回程度にとどまるもの

(立入調査等)

第3条 条例第6条第3項、第11条第4項、第14条第4項、第21条第5項及び第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1)とする。

2 条例第11条第3項及び第14条第3項の規定による通知は、立入調査通知書(様式第2)により行うものとする。

(支援)

第4条 条例第9条の規則で定める支援は、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成19年小牧市条例第21号)第19条第1項の規定により定める小牧市一般廃棄物処理実施計画で行政回収を行うこととする家庭系ごみ及び資源の分別及び運搬を行うこととする。

(勧告)

第5条 条例第10条及び第17条の規定による勧告は、勧告書(様式第3)により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第18条第1項の規定による命令は、命令書(様式第4)により行うものとする。

2 条例第18条第3項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第5)とする。

3 条例第18条第3項の意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第6)とする。

4 条例第18条第4項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書(様式第7)により行うものとする。

5 条例第18条第6項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書(様式第8)により行うものとする。

(代執行)

第7条 条例第19条第1項の規定による代執行をする際の様式は、次の各号に掲げる手続又は書面の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告 戒告書(様式第9)

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書(様式第10)

(3) 行政代執行法第4条の証票 執行責任者証(様式第11)

(4) 行政代執行法第5条の規定による費用の納付の命令 代執行費用納付命令書(様式第12)

(緊急安全措置)

第8条 条例第21条第3項の規定による通知及び同条第6項の規定による請求は、緊急安全措置実施通知書兼請求書(様式第13)により行うものとする。

(小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会の会長及び副会長)

第9条 条例第23条に規定する小牧市建築物等及び空き地適正管理審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

(関係者の出席)

第11条 審議会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求める、その説明又は意見を聞くことができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和4年2月1日から施行する。

(小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則の廃止)

2 小牧市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則(昭和52年小牧市規則第16号)は、廃止する。

附 則(令和5年規則第41号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1(第3条関係)

様式第1（第3条関係）

(表)

身分証明書		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第6条第2項、第11条第2項及び第14条第2項の規定に基づく立入調査、第21条第1項の規定に基づく緊急安全措置並びに第22条第1項の規定に基づく軽微な措置の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行		
小牧市長		印

(裏)

小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第6条（略）

2 市長は、建築物等に關し第8条から第10条まで、第18条第1項及び第21条第1項の規定を施行するために必要があると認めるときは、当該建築物等の建築物等所有者等の承諾を得て、職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に当該建築物等に立ち入って調査をさせることができる。

3 前項の規定により建築物等に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4（略）

（立入調査等）

第11条（略）

2 市長は、空家等又は法定外空家等に關し第13条、第21条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第22条の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3（略）

4 第2項の規定により空家等又は法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5（略）

（立入調査等）

第14条（略）

2 市長は、空き地に關し第16条、第17条、第18条第1項及び第21条第1項の規定を施行するために必要があると認めるときは、職員等に当該空き地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3（略）

4 第2項の規定により空き地と認められる場所に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5（略）

（緊急安全措置）

第21条 市長は、建築物等又は空き地が次の各号のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合において、当該建築物等又は空き地を所有し、管理し、又は占有する者（以下この章において「所有者等」という。）がこれを回避するための措置を行う時間的余裕がないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最小限の措置（以下「緊急安全措置」）ただし、法第22条第11項に該当する場合は、この限りでない。

（1）そのまま放置すれば建築物その他の工作物の倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

（2）そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

（3）その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2～4（略）

5 緊急安全措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6（略）

（軽微な措置）

第22条 市長は、空家等及び法定外空家等において、地域防犯又は保安上の支障を除去し、又は軽減することができると認めるときは、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他の軽微な措置を職員等に行わせることができる。

2 前項の措置を行おうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（注）この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。

様式第2(第3条関係)

様式第2（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

小牧市長

印

立入調査通知書

あなたが所有し、管理し、又は占有する空家等、法定外空家等又は空き地について、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例（第11条第2項／第14条第2項）の規定に基づき、次のとおり立入調査を実施するので、同条例（第11条第3項／第14条第3項）の規定により通知します。

1 対象となる空家等、法定外空家等又は空き地

所在地

用途／地目

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施しようとする事由

3 立入調査の実施予定日

4 立入調査を行う者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第5条関係）

様式第3（第5条関係）

第 年 月 日	号
様	
小牧市長	印
勧告書	
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例（第10条／第17条）の規定に基づき、次のとおり管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう勧告します。	
1 対象となる居住建築物等又は空き地	
所在地	
用途／地目	
所有者等の住所及び氏名	
2 勧告に係る措置の内容	
3 勧告に至った事由	
4 勧告の責任者	
5 措置の期限	
(注) 1 5に示す期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告すること。	
2 5に示す期限までに正当な理由なく2に示す措置をとらなかつた場合は、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第18条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第6条関係）

様式第4（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

小牧市長

印

命令書

小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第18条第1項の規定に基づき、次のとおり措置をとることを命令します。

1 対象となる居住建築物等又は空き地

所在地

用途／地目

所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5(第6条関係)

様式第5（第6条関係）

様	第 年 月 日	号
小牧市長		印
命令に係る事前の通知書		
年　月　日付け　第　号による勧告に係る措置がとられていないため、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第18条第3項の規定に基づき、通知します。		
なお、本件に關し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。また、この通知書の交付を受けた日から5日以内に、小牧市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。		
1　対象となる居住建築物等又は空き地		
所在地		
用途／地目		
所有者等の住所及び氏名		
2　命じようとする措置の内容		
3　命ずるに至った事由		
4　意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先		
5　意見書の提出期限		
（注）2に示す措置をとったときは、遅滞なく4に示す者まで報告してください。		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第6条関係）

様式第6（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 小牧市長

提出者

住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

命令に係る事前の通知に対する意見書

小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第18条第3項の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。

1 対象となる居住建築物等又は空き地

所在地

用途／地目

2 提出者と対象となる居住建築物等又は空き地の関係

所有者 ・ 管理者 ・ 占有者

3 命令の原因となる事実に対する意見

4 自己に有利な証拠の提出

有 ・ 無

(注) 1 居住建築物等又は空き地の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

2 自己に有利な証拠を提出するときは、添付すること。

3 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7(第6条関係)

様式第7（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小牧市長

提出者

住 所

氏 名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

公開による意見聴取請求書

小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第18条第4項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

1 対象となる居住建築物等又は空き地

所在地

用途／地目

2 提出者と対象となる居住建築物等又は空き地の関係

所有者 ・ 管理者 ・ 占有者

3 命令に係る事前の通知書記載の番号

4 命令に係る事前の通知書の交付を受けた日

（注）1 居住建築物等又は空き地の所有者等が複数の場合など、所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

2 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8(第6条関係)

様式第8（第6条関係）

第 年 月 日	号
様	
小牧市長	印
公開による意見聴取通知書	
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第18条第4項の規定に基づき請求のありました意見の聴取について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公開による意見の聴取を行います。	
1 対象となる居住建築物等又は空き地	
所在地	
用途／地目	
2 命じようとする措置の内容	
3 意見の聴取の期日	
4 意見の聴取の場所	
(注) 1 意見の聴取には、この通知書を持参してください。 2 意見の聴取の際には、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。 3 意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合は、委任状が必要です。 4 あなた又は代理人は、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、市長に対し、その旨を届け出なければなりません。 5 正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9（第7条関係）

様式第9（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

戒告書

年 月 日付け 第 号による命令に係る措置を 年
月 日までにとらないときは、小牧市建築物等及び空き地の適切な
管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき、行政代執行法の定めに
による代執行をするので、同法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、同法第2条及び第5条の規定に基づき代執行に要する全ての費用
は、後日徴収します。また、市は、代執行によりその物件及びその他の資
材について損害が生じても、その責任は負いません。

1 対象となる居住建築物等又は空き地

- (1) 所在地
- (2) 用途／地目
- (3) 所有者等の住所及び氏名

2 実施する措置の内容

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることがで
きます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過する
と審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者と
なります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを
知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌
日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ
とがで
きなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、
その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第7条関係）

様式第10（第7条関係）

様	第 年 月 日
小牧市長	印
代執行令書	
<p>小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。</p> <p>また、同法第2条及び第5条の規定に基づき代執行に要する全ての費用は、後日徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負いません。</p>	
1 対象となる居住建築物等又は空き地	
所在地	
用途／地目	
2 実施する措置の内容	
3 代執行の時期	
年 月 日から	年 月 日まで
4 執行責任者	
5 代執行に要する費用の概算見積額	
約	円
<p>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第7条関係）

様式第11（第7条関係）

(表)

執行責任者証		第 号
氏名		
上記の者は、下記の代執行の執行責任者であることを証明する。		
年	月	日
小牧市長		印
記		
1 代執行をなすべき事項		
2 代執行をなすべき期間		

(裏)

小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例（抜粋） (代執行)	
第19条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者（以下「義務者」という。）が同項の猶予期限を経過してもなおその措置を履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
2 (略)	
行政代執行法（抜粋）	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	
(注) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。

様式第12(第7条関係)

様式第12（第7条関係）

様	第 年 月 日	号
小牧市長		印
代執行費用納付命令書		
小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第19条第1項の規定に基づく代執行を 年 月 日に行つたので、行政代執行法第5条の規定により、次のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命じます。		
1 対象となる居住建築物等又は空き地		
所在地		
用途／地目		
2 代執行の内容		
3 代執行を行つた経緯及び理由		
4 納付金額 金 円		
5 納付内訳		
6 納付期限		
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。		
また、処分の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13（第8条関係）

様式第13（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

小牧市長

印

緊急安全措置実施通知書兼請求書

あなたが所有し、管理し、又は占有する建築物等又は空き地について、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例第21条第1項の規定に基づく緊急安全措置を 年 月 日に行ったので、同条第3項の規定により通知します。

また、同条第6項の規定により、次のとおり当該緊急安全措置に要した費用を請求します。

1 対象となる建築物等又は空き地
所在地

用途／地目

所有者等の住所及び氏名

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置を行った経緯及び理由

4 請求金額
金 円

5 請求内訳

6 納付期限

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。